

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 協定調印に関する反響、意見(1) (琉球政府の疑問、要望)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43568

運輸省

運輸

協定事項

具体的な議事録

合意議事録 第1条に關し

2 (1) 那霸空港施設(三羽無線塔同
性無線標識施設を含む)

那霸空港施設は第一種国際空港としての機能を充分に
生かすための整備充実を要請する。

如理要請

那霸空港は国際長距離空港の離着陸を前提
として整備する方針である。

協定事項

1. 協定条の規程に従って日本政府に移転される財産、民政府迄古庁舎に納め

具体的要請事項

- 1. 現在、志古島气象台は旧志古島測候所の敷地（現在米国民政府志古庁舎として使用中）一部と1966年3月琉球政府が購入した敷地8,008.24m²を施設として業務を行っているが、この双方の施設は道路を二分しておりこのため施設の管理も業務も互いに支障を及ぼしている。
- 2. また1966年購入した敷地は狭きと拡張不可能のため地上観測用露場の設置が不可又現在全敷地で行っているレーダ観測、通信業務、予報業務以外の業務もできない状態である。
- 3. このようことから今後予定している南大東島气象台の通信中継施設の遷設やその他の業務屋舎のためにも全敷地を含む民政府迄古庁舎の遷設が必要である。

(知照事項)

- 1. この土地に在る建物No.2は、~~米民~~米民に使用させようとする旨大蔵省と申合せている。
- 2. 復興後、志古島气象台をこの土地に移転する計画を立上っている。
- 3. この土地No.2は南大東島气象台への通信中継施設移設の目的で、且下掘封土がある。

協定事項

1. 協定書の案が規定に従って日本政府に移転される時、那覇空港施設について

果体の要請事項

1. 那覇空港における民間航空気象業務については米軍気象隊によって行われている。復帰時以下の施設は、気象庁が引継ぎ、那覇航空気象台(定員63名)を設置し、民間航空機に対する気象サービスを行う予定である。

(加付資料)

米軍の直轄を削減し、気象庁がその業務を引継ぎ計画にある。

協定事項

1. 協定等による規定に従って日本政府に移転される財産、那覇ホール地等について

具体的要請事項

1. 現在の気球気象庁は那覇市久志の屋敷等に建設されて、その敷地は4167坪で構内には、庁舎、棟、宿舎、棟、アンテナ施設と基が揃って、他に利用する地積が乏しい。拡張もまた不可能である。

2. 最近において同敷地の隣接地に高層アパートが建ち、風の観測やレーダー観測に支障を及ぼしている。
なお、今後とも隣接して高層建物が建ち、観測上の支障条件が次第に悪くなることを予想される。

3. さらに復旧時に米軍から移管される業務として高層観測業務があるが現在の気象庁管内ではこれに必要な観測施設の展開が不十分である。
また、地磁気観測所の設置も予定されている。

4. このようになると、現施設を旧地方気象台敷地に移し、日・琉防衛の第一線として気象施設の整備強化に努めたい。

(参考資料)

1. 要請の趣旨と理由、2. 目下、関係機関との調整中である。

2. 要請に付いては、観測業務計画及び要請の趣旨と理由、2. 調整中である。

協定事項

具体的要請事項

(5) 航路標識

(2) 灯台14、灯浮標17、導灯2組
その他近距離用航路標識
について

米國政府から移管される航路標識は灯台14、灯浮標17、導灯2、その他27
計60基である。これらの施設は設置後長年月を経た光力微弱な老朽
施設が多く、後背地の電化普及に伴い、相対的な光力低下をきたし、利用効果
が著しく減少しているため、移管後早急に改良、改修が必要である。
なお、琉球政府所管航路標識160基、民間所管27基があり、上記の
米軍移管60基を加えると、総数247基の航路標識が琉球列島広域
に亘って設置されているため、強力な保守体制を整える必要があり、
第11管区海上保安本部設置が急務となる。

(b) 宮古島のロランA送信局
について

(如理管区)

(1) 日本政府と同等管理運用する航路標識は、
逐次、計画の改良、改修を要する方針である。

(2) 上述の航路標識の引き継ぎについては、
検討中である。

1958. 11. 17

協定事項

具体的な請求事項

了解覚書

神綱の権限の日本国への返還後
の日本民間航空事業に関する
了解覚書

又 合衆国の航空企業は神綱の
日本国への復帰の日以後は日本国
本土と那覇とを間の国内航空線
を航行の権利を有する

- 1 国内線の開設の同意 (日能合意)
- 2 神綱の特殊事情を考慮して TWA の合衆国からの
中部太平洋を経る那覇への長期的継続の承諾
- 3 南西航空の鹿児島線への入札実現

2D 理解覚書

1. 外国企業のカボタジ禁止に伴い従来
長年の日本航空輸送に對し入札を
受けることとなる。

本が不足を認めざるに、競争の利益を阻害しない限り、日本航空
受けることとなる。

2. TWA を含む米國航空企業については、復帰後、
期間満了前には那覇とついでに米國の運輸権
を行使することとなる。

5年間の代償を以て継続して那覇への運輸を認めることとなる。5年の
の価値に見合う代償を日本側に許すこととして、民間航空当局より

3. 南西航空線設立の目的は沖縄島内の航空
網を以て得るより、各島を結ぶ必要
供給力の増強に努める必要があること

重要に認めらるるものあり、本が車賃、整備要員等について国内他社の
あり、今後とも増大する島内航空需要に對処するため、路線の整備、
等の事情を考慮し、前向に検討 ~~する~~ こととなる。